

病床機能再編支援事業の活用意向調査について

このことについて、令和3年度、令和4年度以降において当該給付金の支給を希望される医療機関は、下記の要領で関係書類をご提出ください。

1. 募集対象事業

病床機能再編支援事業

- (1) 単独支援給付金支給事業
- (2) 統合支援給付金支給事業
- (3) 債務整理支援給付金支給事業

2. 事業の概要

- 事業内容については、「地域医療構想の達成に向けた病床の機能又は病床数の変更に関する事業（病床機能再編支援事業要領）」をご覧ください。
- その他、「概要資料（ポンチ絵）」「令和2年度からの変更点・スケジュール」「病床機能再編支援事業Q&A」もご参照ください。

【留意点】

- ※ 本給付金については、地域医療構想の実現に向け、病床機能の再編・適正化（病床数の減）等を支援するため、厚生労働省において、令和2年度（2020年度）に創設されたところです。
- ※ 令和3年度（2021年度）分の実施希望調査については、令和2年11月に実施したところですが、同省へ事業計画を提出するに当たり、改めて県内医療機関における本給付金の実施希望を把握したいので、希望がある場合には、期日までに提出をお願いします。
- ※ 昨年度の意向調査で令和3年度の事業希望を回答した場合でも、今回改めて回答をお願いします。
- ※ いずれの給付金も地域医療構想の推進に必要なことが要件となります。
- ※ 関係書類提出後、給付金の交付を受けるに当たっては、地域医療構想調整会議の議論の内容及び福島県医療審議会の意見を踏まえ、福島県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものである必要があります。
地域医療構想調整会議等での議論の結果、地域医療構想の実現に向けた必要な取組と判断されなかった場合、申請医療機関においては、申請の取り下げをすることとなりますので、あらかじめ御了承願います。

- ※ この事業の実施に当たっては、県議会における予算の議決を前提とします。また、今後の要件審査等もあるため、実施意向調査の提出を以て給付金の給付を決定するものではありません。
- ※ その他、国・県の予算の関係や、厚生労働省における審査等により、ご要望に添えない場合がありますので、御了承願います。

3. 提出要領

(1) 提出書類

※国からの追加通知等により、追加で資料の提出をお願いする場合がございます。

募集事業	必要な書類
単独支援給付金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 病床機能再編支援事業計画書【予定】 ◆ 単独支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書 ◆ 支給申請額算定シート ◆ 病床融通に関する概要
統合支援給付金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 病床機能再編支援事業計画書【予定】 ◆ 統合支援給付金支援申請書兼口座振込依頼書 ◆ (参考) 総括表 ◆ 支給申請額算定シート
債務整理支援給付金支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 病床機能再編支援事業計画書【予定】 ◆ 債務整理支援給付金支給申請書兼口座振込依頼書 ◆ 支給申請額算定シート

(2) 提出期限

ア. 令和3年度事業

令和3年8月4日(水)

イ. 令和4年度以降の事業

令和3年9月10日(金)

(3) 提出方法

(4)に記載の提出先の電子メールアドレス宛てに、上記の「必要な書類」の電子ファイルを送信してください。電子メールが使用できない場合、郵送等により提出いただくこととなりますので、その場合あらかじめ(4)の電話番号へご一報ください。

(4) 提出先

福島県保健福祉部地域医療課

住所： 〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号（西庁舎7階）

TEL： 024-521-7915 FAX： 024-521-7926

E-mail： iryou@pref.fukushima.lg.jp

4. その他

- 当該事業の関係資料は、福島県ホームページで公開しております。
(<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/21045c/r2-r3-byosyosaihensien.html>)
- 当該事業の申請にあたり、事業計画の内容によっては、有床診療所等スプリンクラー施設整備事業補助金をはじめとする補助金を県から受給したことがある機関は、財産処分の手続き（補助金の返還）が必要となる場合がありますので、事前にご相談ください。
- 当該事業の申請にあたっては、地域医療構想調整会議、福島県医療審議会での協議が必要とされています。このため、補助金の申請以外でも、事業についての説明資料の作成、地域医療構想調整会議等への出席をお願いすることがありますので、予めご了承ください。地域医療構想調整会議では、必要に応じて医療機関に自ら説明することを求める場合があります。また医療審議会は、原則として公開で審議されます。
- 支給要件となっている地域医療構想調整会議及び福島県医療審議会における協議は、関係書類の提出後に、関係者と調整の上、実施する予定です。
- 令和3年度事業分については、下記で予定しております。
 - ◆ 令和3年 9月頃 地域医療構想調整会議での審議
 - ◆ 令和3年10月頃 福島県医療審議会での審議
 - ◆ 令和3年12月頃 福島県において予算措置
 - ◆ 令和4年 1月頃 医療機関から県宛て給付申請の提出